

京都市告示第308号

平成28年12月20日京都市告示第460号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和6年7月26日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人アク セスー共生社会をめざす 地球市民の会に対する寄 附金	京都市伏見区深草西浦町四丁目78 番地村井第一ビル2階7号室

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人アク セスー共生社会をめざす 地球市民の会に対する寄 附金	京都市伏見区深草西浦町八丁目85 番4

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)